

広島城三の丸整備等事業

公募設置等指針等に対する質問への回答（その3）

- ・ 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針等に対する質問について回答します。質問を御提出いただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和4年9月9日
広島市

■ 公募設置等指針に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A001	10	1	(7)	シ	三の丸のゾーニング計画について、緊急自動車の動線確保等で建築上の制約がある場合はその内容をお示ください。	広島城三の丸歴史館に係る緊急車両の動線については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 また、広島城三の丸歴史館の敷地の範囲内においては、認定計画提出者による建築物の整備を行うことができません。ただし、案内板等の工作物については、本市と協議の上、設置することが可能です。
A002	31	5	(1)	イ	「応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。」とありますが資格を確認する時点は、公募設置等計画の提出日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。公募設置等計画の提出日時点で欠格事項に該当するか否かを事務局で確認し、該当する場合は選定の対象外とします。
A003	3	1	(2)		「石垣から6尺の範囲は史跡」とあるが、それ以外の範囲は計画可能と捉えてよいか。	Park-PFI事業の事業区域については、「公募設置等指針」の「1 事業の概要 (7) 事業の流れ(予定) シ 整備エリアの分割 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」(10頁)において、青色の実線で示すとおりです。 石垣から6尺の範囲は、史跡に指定されていることから、Park-PFI事業の事業区域に含みません。なお、指定管理業務の業務範囲には含まれることに注意してください。
A004	5	1	(3)		駐車場設備にて使用する電源について、市が整備されるものに含まれますか。事業者が別途引き込みする必要があるか確認させてください。	中央公園バス駐車場の詰所棟及びトイレ棟の電源については本市が整備します。
A005	7	1	(6)	イ	「指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年（2023年）4月1日から」とあるが、これは実際に観光バスが駐車できる日でしょうか？それとも機器設定等の工事に入れる日なのでしょうか？	令和5年4月1日から観光バスの駐車が可能となる予定です。
A006	11	2	(3)	ア	統括管理責任者は常駐・非常駐を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A007	12	3	(1)	イ	ペDESTリアンデッキ下部の車両並びに人の動線についてのお考えを教えてください。また、ペDESTリアンデッキ下部の活用可能性について教えてください。	ペDESTリアンデッキの桁下空間については、安全性に配慮した上で、車両や歩行者の動線等として活用することは可能です。
A008	12	3	(1)	イ	「原則、アストラムライン路線の直上は、公募対象公園施設を整備することができません。」ということですが、アストラムライン直上において、イベントスペースとしてキッチンカーの配置やテントなど、大きな建物を建てない公募対象公園施設は認められますか。	アストラムライン路線の直上において、キッチンカーやテントなどを配置する提案は可能です。
A009	12	3	(1)	イ	「原則、アストラムライン路線の直上は、公募対象公園施設を整備することができません。」とありますが、それ以外の共同溝や地下河川直上に公募対象公園施設を整備することは可能でしょうか？	本事業において、事業区域内の地下河川や共同溝の直上に公募対象公園施設を整備する場合は、別添資料1「要求水準書」の「第2 事業区域及び施設の現況 1 事業区域（既存の公園施設等）の概要 (2) Park-PFI事業の事業区域（三の丸エリア） ア 主な既存施設等」（8頁）を確認してください。
A010	12	3	(1)	イ	アストラムラインの影響線上には、建築物の整備が認められますか。	本事業において、アストラムラインの影響線上に公募対象公園施設を整備する場合は、別添資料1「要求水準書」の「第2 事業区域及び施設の現況 1 事業区域（既存の公園施設等）の概要 (2) Park-PFI事業の事業区域（三の丸エリア） ア 主な既存施設等」（8頁）及び別添資料7「アストラムライン路線（既設構造物）、地下河川（堀川）、供給処理施設等の現況」を確認してください。
A011	13	3	(1)	ウ	(イ) 酒類販売を主目的とする用途を目的とした施設の整備及び利用はできないと記載があるが、飲食店から酒類を提供することに関しては、問題ないか。	酒類販売を主目的とする施設でなければ、酒類の提供は可能です。
A012	13	3	(1)	オ	公募対象公園施設として、自動車駐車場を設置する場合、使用料は車道部分は除いたものとするこゝでよろしいでしょうか。	公募対象公園施設として整備する自動車駐車場において、当該駐車場を利用する自動車だけが通行する車道部分がある場合、当該車道部分は公募対象公園施設と一体的に占有する屋外部分とみなし、設置許可使用料の算定の対象とします。
A013	15	3	(2)	ウ	多目的広場の付帯設備として、備品を収納するための保管庫整備を特定公園施設として提案することは可能ですか。	多目的広場等の特定公園施設において使用する備品等を収納する倉庫を、特定公園施設として整備する提案は可能です。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A014	15	3	(2)	ウ	附置義務駐車を、公募対象公園施設として整備することは可能ですか。	広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車台数分については、特定公園施設として附置義務駐車を整備してください。 広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車台数を超過して事業区域に駐車を整備する場合は、その超過して整備する台数分について、公募対象公園施設として整備することも特定公園施設として整備することも可能です。
A015	15	3	(2)	ウ	附置義務駐車の台数の算定に当たり、公募対象公園施設に係る建物を含めて算定すると考えてよろしいでしょうか。	附置義務駐車台数の算定に当たっては、広島城三の丸歴史館と公募対象公園施設について、それぞれの敷地ごとに単独で算定してください。
A016	15	3	(2)	ウ	附置義務駐車の台数の算定に当たり、歴史館を含めた三の丸地区で想定される利用者数と、それに基づく自動車分担率から市民や来場者の利便性を考慮した台数とすることは可能ですか。	建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき算定した必要台数を最低限確保してください。
A017	16	3	(2)	エ	広島市で撤去される公園施設の費用は、6億300万円に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
A018	16	3	(2)	エ	特定公園施設の設計・見積時点と工事時点における建築資材価格などに著しい変動があった場合、整備費の広島市負担額について改定することはありますか。	特定公園施設の設計・整備に係る費用について、本市が負担する費用の上限額を変更する予定はありません。
A019	17	3	(2)	オ	都市公園法第6条の占用許可の対象物をご教示いただきたい。	都市公園の占用については、公園管理者が、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項が記載された申請書の提出を受け、当該申請書の内容を踏まえ、許可を行うものです。このため、占用許可の対象物を限定的に提示することはできません。
A020	17	3	(3)		現状広島城にびーすくるが設置してありますが、同様の駐輪場を設けたい場合利便増進施設に該当するか。	自転車駐車場は利便増進施設に該当します。 なお、三の丸にびーすくるのポートを設置する場合、設置箇所などについて本市と認定計画提出者が協議をした上で、本市により設置することになります。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A021	20	4	(3)	ウ	(イ) ポップカルチャーと連携した企画展示が年1回と義務付けられています が、その実施期間（日数）に決まりはありますか。	ポップカルチャーと連携した企画展示の実施期間について、特段の定めは ありません。
A022	20	4	(3)	ウ	(イ) 学芸事業者と調整の上で実施する企画展示や各種のイベントについて、そ の実施経費の調達是谁の役割になりますか。学芸事業者は経費の工面には ノータッチですか。	ポップカルチャーと連携した企画展示や歴史・文化に親しむイベントの開 催について、実施経費は指定管理者（認定計画提出者）の負担となります。
A023	21	4	(3)	カ	協議体の構成員として支出すべき費用については、指定管理料の中で費用 計上して差し支えありませんでしょうか。	広島市中央公園エリアマネジメント協議会の構成員として支出すべき費用 は、指定管理者の負担とするものであり、指定管理料の中で費用を計上する ことはできません。
A024	23	4	(4)	ア	(ウ) 三の丸に公募対象公園施設として駐車場を整備した場合、その利用料金は 指定管理者が自由に設定することが可能ですか。	特定公園施設として整備する附置義務駐車場とは別に、公募対象公園施設 として自動車駐車場を設置する場合、後者の駐車場の利用料金は指定管理者 （認定計画提出者）が設定します。
A025	26	4	(5)	イ	天守閣の建て替え時期はいつを想定しているのか。	現在、本市において、天守の木造復元に向けた調査等を行っていますが、 天守を建て替えることを決定しているものではありません。
A026	27	4	(5)	キ	広島城内堀における船の運航とは別に、貸出ボート・SUPを運営するなど お堀を使った事業は可能でしょうか。	広島城内堀は、Park-PFI事業の事業区域ではないことから、Park-PFI事業 の一環として当該地を利用することはできません。 また、指定管理業務の自主事業として広島城内堀を利用する事業を検討す る場合は、当該地が、近世に係る国史跡であり、国有地であること、また都 市公園の一部であることなどから、活用にあたって様々な制限があること や、史跡の価値を損ねないこと、歴史ゾーンとしてふさわしい事業とする必 要があることなどを十分に踏まえてください。
A027	36	6	(2)	エ	(エ) 応募書（申請）者に関する書類⑥⑦については原本証明は不要とのことで よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A028	38	6	(2)	エ (工)	応募書類の設計・工事監理の実績を証する書類とありますが、何を提示すれば良いですか。	業務委託契約書（実績が証明できる設計書等）の該当部分の写しなどを想定しています。
A029	39	6	(2)	エ (工)	特定公園施設の設計・整備に係る積算内訳書（様式任意）の内容についてご指示願います。あくまで概算ですので大枠のものでと考えております。	提案する特定公園施設の内容を踏まえ、特定公園施設ごとの積算内訳又は工種ごとの積算内訳を年度ごとにお示しください。
A030	45	7	(1)		Park-PFI事業（設計・整備）の工事費の変動につきまして、昨今の建築資材の物価上昇が工事費に大きく影響しております。この観点から、公募設置等計画の提出後の物価上昇についてご対策いただけないでしょうか。	No. A018の回答を確認してください。
A031	48	7	(1)	※5	災害時やコロナウイルス感染拡大等の外部要因にて収入が減額した際に指定管理料の補填は検討されるのか。	災害などの要因により収入が減少した場合、協定等に基づき、指定管理料の補填について、協議に応じることは可能と考えています。 参考として、本市においては、令和2年度から令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している施設の指定管理者が適切に管理運営できるよう、指定管理料の追加措置を行った事例があります。
A032	5	1	(3)		本事業は施設運営段階において、歴史館が開業し、また事業期間内に広島城の展示が終了するなど、現在の三の丸の活用状況とは大きな変化が見込まれます。来園者や市民のニーズの変化に合わせ、施設計画の変更等について、柔軟に協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	本市が公募設置等計画の変更を求める場合や、やむを得ない理由により公募設置等計画の内容を変更する必要がある場合には、本市と認定計画提出者による協議が必要と考えています。
A033	5	1	(3)		観光バス駐車場の整備はいつ完了予定でしょうか。4/1に運営開始となり、事前準備期間も必要な為、確認しております。	現在、契約手続を行っている中央公園バス駐車場新設工事の工期は令和5年3月15日までとする予定です。
A034	10	1	(7)	シ	第1期整備エリアと第2期整備エリアのエリア分割について、細部の変更は貴市と協議のうえ決定するとありますが、当該エリアのゾーニングについては歩行者動線等を確保する条件で変更提案可能との理解でよろしいでしょうか。	三の丸エリアの分割については、「公募設置等指針」の「1 事業の概要 (7) 事業の流れ（予定） シ 整備エリアの分割 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」（10頁）のとおりです。ただし、広島城三の丸歴史館の整備に係る作業ヤードの確保に支障のない範囲において、細部の変更に関し、本市と認定計画提出者の協議により決定します。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A035	13	3	(1)	エ	歴史館の工事が終了する令和7年12月まで、第1期整備エリアの商業施設が営業面でダメージを受けることは避けられません。そうした事情を考慮して、第1期整備エリア公募対象公園施設の供用開始時期を変更することは可能ですか。また、使用料を減免することはありますか。	前段について、やむを得ない場合を除き、公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期の目標を延期するような変更は認めません。 後段について、供用開始した公募対象公園施設に対する設置許可使用料については、減免の規定はありません（ただし、公募対象公園施設の一部として、インフラ設備（上水道、下水道、電気等）を地下に設ける場合は、当該地下に設ける部分に係る設置許可使用料を全額免除します。）。
A036	13	3	(1)	オ	公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の範囲に、建物と建物をつなぐ歩行者通路の日よけや雨よけ等の面積は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	公募対象公園施設間に歩行者通路の日よけや雨よけ等を整備する場合、当該設備の投影面積について、公募対象公園施設と一体的に占有する屋外部分の面積に含むものとし、設置許可に係る使用料の算定の対象とします。
A037	13	3	(1)	オ	歴史館の建設工事のため公募対象公園施設の工事日程を変更したり工期が伸びたりした場合、広島市は事業者への補償や使用料免除などの対応をしますか。	公募対象公園施設の工事日程を変更したり工期が伸びたりした場合の対応については、別添資料16「広島城三の丸整備等事業 Park-PFI に関する仮基本協定書（案）」の「工期の変更による費用負担」（10頁）を確認してください。 ただし、認定計画提出者に生じた増加費用又は損害を本市が負担する場合、当該増加費用又は損害の帰責事由等にかかわらず、当該増加費用又は損害には、認定計画提出者の逸失利益を含まないものとします。 また、公募対象公園施設の工事期間中の使用料については、「公募設置等指針」の「3 Park-PFI事業に関する事項 (1) 公募対象公園施設 オ 公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の額の最低額」（13頁）を確認してください。
A038	14	3	(1)	キ	次期事業者が、多目的広場など特定公園施設だったスペースに公募対象公園施設を整備することは可能ですか。	本事業の公募設置等指針等においては、次期事業者の整備可能範囲などについて定める予定はありません。
A039	16	3	(2)	エ	整備費については、貴市が「数量や単価等を精査します。」とありますが、単価については、提出する内訳を基に貴市の基準で増減協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本市ホームページの「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）＞積算基準（建設工事）」についても参考にしてください。
A040	18	3	(4)	ウ	バス乗降場として使用する前までは時間貸駐車場として運営して宜しいか。	バス乗降場の供用開始までの期間において、バス乗降場の整備予定地に公募対象公園施設を整備する提案を妨げるものではありませんが、バス乗降場の供用に支障がないように整備を行うこと、設置許可に係る使用料を支払うこと、公募対象公園施設の撤去工事等に係る費用は認定計画提出者の負担となることなどに留意してください。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A041	18	3	(5)		設置等予定者の提出した公園施設の意匠が、のちに決まる歴史館の外観とミスマッチだった場合、デザインの統一性を図るため設置等予定者のプランについて変更を求められることがありますか。	本事業の設置等予定者の選定後、提案された公募対象公園施設及び特定公園施設の意匠と、広島城三の丸歴史館の外観デザインとの調和を図るための協議をさせていただき、両者が必要に応じて調整を行うこととしています。
A042	19	4	(3)	ア	事業区域内にいわゆる「お城の茶屋」についての記載がない。現在広島市母子寡婦福祉連合会の事業となっているが、どのようにすみ分けをするのか？	事業区域内において一般財団法人広島市母子寡婦福祉連合会が設置している売店については、公園利用者の便益と母子家庭及び寡婦の就労促進を図ることを目的としたものであり、三の丸エリアに整備するにぎわい施設とは性質の異なるものと考えています。
A043	19	4	(3)	ア	現行の大規模修繕頻度をご教示いただきたい。	広島城（天守閣）及び二の丸復元建物について、直近3年間で本市が実施した修繕は1件です。
A044	20	4	(3)	ウ (ウ)	予約システム運用は指定管理業務と一般的にはとらえられるため、インシヤルコストは特定公園施設整備費、ランニングコストは指定管理料に含むのではないかと。	中央公園バス駐車場は、広島城三の丸の整備の区域外であり、特定公園施設として整備していただくものではありません。 また、利用料金制の下、民間の経営ノウハウ等を活かした予約システムの導入を自主事業として実施してもらうものです。
A045	21	4	(3)	エ	来館者数の基準値が40万人となっていますが、彦根や松江など他地域の同種の歴史博物館の来館実績と比較して、多くなっています。（令和元年度：彦根城は入城者数73.3万人に対し、歴史館は11.9万人（16%）、松江城は入城者数45.9万人に対し、歴史館入館者18.3万人（39%）、有料観覧者数5.4万人（11%） 基準値を40万人とした根拠を示してください。	広島城三の丸歴史館の来館者数には、広島城三の丸歴史館の2階に配置する有料の展示室への入館者だけでなく、1階に配置する観光案内所や多目的室、ミュージアムショップなどの利用者を含みます。 令和元年度における広島城（天守閣）の観覧者数が約33万人（32万8,479人）であり、年度末の新型コロナウイルス感染症の影響（2月29日から臨時休館）がなければ約36万人の観覧者数が見込まれたことを踏まえ、それよりも1割程度多い40万人を基準値としたものです。 Park-PFI事業によるにぎわいの創出とあわせて、基準値を達成するための利用促進策を提案してください。
A046	21	4	(3)	エ	三の丸歴史館の来館者数について、広島市では年間40万人以上を基準値としています。このうち常設展の有料入場者の割合を何%と見込んでいますか。	常設展示の観覧者数に係る基準値は設定していません。
A047	21	4	(3)	エ	三の丸歴史館の学芸事業者を公募する際、広島市が来館者の基準値とする年間40万人以上の達成に向けて、学芸事業者に求めることを教えてください。	学芸事業者の選定に当たり求める内容については、未定です。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A048	21	4	(3)	エ	<p>天守閣が閉館または解体された際、歴史館等の利用料収入が大幅に減少する恐れがあります。仮にそうなった場合、広島市は指定管理料の再設定等について指定管理者との協議に応じますか。</p>	<p>広島城（天守閣）が令和7年度後半に閉館することを踏まえ、提案してください。</p>
A049	21	4	(3)	エ	<p>広島城(天守閣)については令和7年度に閉館予定とされており、三の丸歴史館来館者数の減少が想定されますが、来館者数などの基準値の見直しをご検討いただけませんか。</p>	<p>広島城三の丸歴史館の来館者数の基準値について、見直しを行う予定はありません。</p>
A050	21	4	(3)	オ	<p>自主事業の内容について、協議ではなく報告にしてください。</p>	<p>公募設置等指針のとおりです。</p>
A051	22	4	(4)		<p>児童・生徒や高齢者等の利用料金については減免料金の適用を予定しているとありますが、これは市外在住者や日本とは就学期間の異なる外国人観光客など、すべての該当者に等しく適用されるものですか。</p>	<p>児童・生徒や高齢者等の利用料金については、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。 参考として、広島城（天守閣）の観覧料に係る現行の減免規定では、市外在住者や外国人観光客など全ての該当者に等しく適用しています（外国人観光客の場合は年齢を確認することで判断しています。）。</p>
A052	22	4	(4)		<p>児童・生徒や高齢者等の利用料金で減免料金が適用されるのは、各種の利用料金のうち「広島城（天守閣）の観覧料」と「広島城三の丸歴史館の展示観覧料」の2つだけですか。</p>	<p>児童・生徒や高齢者等の利用料金については、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。 参考として、現時点で児童・生徒や高齢者の利用料金について本市が減免を想定しているのは、「広島城（天守閣）の観覧料」と「広島城三の丸歴史館の展示観覧料」です。このほか、身体障害者等による利用や、公の団体が公益上の目的のために公園施設を利用する場合など、現在、本市の類似施設において利用料金の減免規定が設けられているものについては、同様の減免規定の設定について協議に応じたいと考えています。</p>

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A053	23	4	(4)	ア	(イ) 中央公園バス駐車場の利用料金について、2,000円/台・回となっておりますが、この範囲内であれば変更可能という認識で間違い無いですか。また、変更にあたり承認までの期間をご教示ください。	<p>前段について、利用料金は、様式15-11「価格提案書」の「(3) 利用料金収入の設定根拠」の提案額について、市長の承認を受けた上で決定します。設定条件（平日・休日や季節、時間帯、開催日・準備日など）に応じて異なる利用料金を採用する場合は、設定する利用料金がかかるよう記載してください。</p> <p>なお、提案していただく公募設置等計画（利用料金を含む）に記載された内容は、「公募設置等指針」の「7 その他の事項 (2) 公募設置等計画の変更」（48頁）に示すとおり、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合は、本市の承諾を得た上で、提案の趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。</p> <p>後段について、本市が変更を承諾するまでの期間について特段の定めはありません。</p>
A054	23	4	(4)	ア	(イ) 中央公園バス駐車場の利用料金は「2,000円/台・回の範囲内」となっていますが、日をまたがって駐車した際は日数分請求できるとのことでしょうか。	中央公園バス駐車場の利用について、観光バスが駐車場に入場し、当該観光バスが退場することをもって1回の利用としています。このため、観光バスが入場してから退場するまでの期間が2日以上にわたる場合であっても、1回分の利用料金を請求することになります。
A055	23	4	(4)	ア	(イ) 中央公園バス駐車場を連続して利用できる日数について、3日間まで等の上限を定めることはできますか。	中央公園バス駐車場について、運用により指定管理者（認定計画提出者）が連続利用日数の上限を設定することは可能です。ただし、連続利用日数の上限を超えた利用者から、追加で利用料金を徴収する運用はできません。
A056	23	4	(4)	ア	(イ) 中央公園バス駐車場入庫後の上限期間を設定可能なのか。	No. A055の回答を確認してください。
A057	23	4	(4)	ア	(オ) 減免料金が適用される小中学生や高齢者が団体で歴史館に来館する場合、その引率者にも減免料金が適用されますか。	<p>児童・生徒や高齢者等の利用料金については、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。</p> <p>参考として、広島城（天守閣）の観覧料に係る現行の減免規定では、引率者について、学校教育活動等の一環として入館する場合には減免としています。詳細は広島城ホームページを確認してください。</p>
A058	23	4	(4)	ア	(オ) (カ) 歴史館の利用料収入や多目的室の利用料についての協議はどのくらいの頻度で行われますか。	指定管理者（認定計画提出者）が市長の承認を受けて定める減免等の基準を定めるに当たり、本市との協議に応じていただきます。なお、協議の頻度について特段の定めはありません。

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A059	24	4	(4)	ア (カ)	歴史館の集客能力強化のため、多目的室に高さ40 c m程度のステージを設置することや、天井にプロジェクターシステムを備え付けることを検討してもらえませんか。	広島城三の丸歴史館の基本・実施設計を進める中で検討することは可能ですが、多目的室にステージやプロジェクターシステムを設置することを確約することはできません。
A060	24	4	(4)	イ	指定管理料の上限額を33億2,920万円とした算出根拠について教えてください。	本市が支払う指定管理料の上限額33億2,920万円については、指定管理期間である20年9か月間において見込まれる管理運営費の総額から、同期間において見込まれる利用料金収入の総額を差し引いて得た額としています。 管理運営費及び利用料金収入は、業務内容が多岐にわたるとともに、施設によって指定管理の開始時期が異なるため、施設ごとに算出しており、具体的には、管理運営費については、現行の指定管理者の管理運営費の実績や刊行物単価などを参考に算出し、利用料金収入については、現行の指定管理者の利用料金収入の実績や施設の想定利用者数などから算出しています。
A061	26	4	(5)	イ	閉館後、天守閣周辺に人が立ち入らない等の安全対策やその区域、具体的にはどのようなイメージか。	広島城（天守閣）の閉館後の具体的な安全対策は検討中です。 なお、広島城（天守閣）の閉館後も、安全性に配慮した上で、その外観をできるだけ近くで御覧いただけるようにしたいと考えています。
A062	27	4	(5)	エ	将来、仮設事務所を別用途（管理諸室、収益施設）で使う場合の使用料はどのように考えれば宜しいか。	仮設事務所として使用しなくなった時点から、設置許可に係る使用料の算定の対象となります。
A063	27	4	(5)	エ	歴史館内に設けられる公園管理事務所の想定面積を教えてください。	「広島城展示等基本計画」では、広島城三の丸歴史館に、指定管理者（認定計画提出者）及び学芸事業者が共用する230㎡程度の事務室（印刷室等の必要諸室を含む。）を確保することを想定しています。 ただし、今後、設計を進めていく中で、面積等が変更となる可能性があります。
A064	27	4	(5)	エ	歴史館内に、多目的広場など特定公園施設で使う備品等を保管できるスペースはありますか。	特定公園施設で使用する備品等の保管に用途を限定したものではありませんが、広島城三の丸歴史館に倉庫を整備することは想定しています。
A065	33	6	(1)		本事業の公募に応じる事業者がなかった場合、広島市は指定管理料の上限額を上げるなど条件を緩和して再度公募を行いますか。それともこの計画を中止しますか。	本事業の公募設置等指針等においては、応募（申請）者がいなかった場合の対応について定める予定はありません。

■ 別添資料1 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
		第2	1	(2)	カ		
B001	11	第2	1	(2)	カ	(7)	<p>広島城三の丸歴史館の敷地の範囲については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。</p> <p>広島城三の丸歴史館の敷地の範囲のうち、建物以外（外構等）については、原則、特定公園施設として、認定計画提出者により設計・整備を行っていただきます。</p> <p>ただし、出入口の前や搬入ヤードなど、広島城三の丸歴史館への入退に影響のある部分については、本市が別途発注する広島城三の丸歴史館の設計業務の受注者と調整を行う予定です。</p>
B002	11	第2	1	(2)	カ	(7)	<p>No. B001の回答を確認してください。</p>
B003	7	第2	1	(2)	ア	(6)	<p>広島城内堀における船の運航については、本市が事業手法等（栈橋の設置場所を含む。）を検討し、協議させていただく予定です。</p>
B004	7	第2	1	(2)	ア	(6)	<p>三の丸エリアにシェアサイクルポートを設置することを決定しているものではありませんが、三の丸エリアにシェアサイクルポートを設置する方法を幅広く検討するため、協議に応じていただきたいと思います。</p>
B005	11	第2	1	(2)	カ	(4)	<p>前段については、別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、ペDESTリアンデッキの計画平面図を確認してください。</p> <p>後段については、別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、東側ペDESTリアンデッキ橋梁一般図（その1）を確認してください。</p>
B006	11	第2	1	(2)	カ	(4)	<p>別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、東側ペDESTリアンデッキ橋梁一般図（その2）の図面を確認してください。ペDESTリアンデッキの桁下空間を動線等として活用することは可能です。</p>

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
B007	17	第4	1	(1)	エ	第1期、第2期整備期間中とも、ペDESTリアンデッキの下の導線の確保が求められていますが、ペDESTリアンデッキ下（最長3,800mm）よりも高い車両（4tトラック以上）はないという認識でいいのでしょうか。	車高によりペDESTリアンデッキの下を通ることができない工事車両のために、別の動線を確保してください。 なお、本市では、工事車両の動線として2つのルートを確認することとし、そのうち、ペDESTリアンデッキの下を通ることができない工事車両について、三の丸エリアの東部分を通るルートにより出入りすることを想定しています。 詳細は別添資料25「2段階整備（第1期整備エリア及び第2期整備エリア）の考え方」を確認してください。
B008	17	第4	1	(1)	エ	敷地南側の国道54号からペDESTリアンデッキ下への動線について、広島市が示したルートとは別のルートを含むゾーニングを提案することは可能でしょうか。	別添資料25「2段階整備（第1期整備エリア及び第2期整備エリア）の考え方」に示す本市が想定している動線と異なるルートとする提案は可能です。 なお、具体的な工事車両等の動線等については、認定計画提出者と本市で協議し、決定するものとしします。
B009	19	第4	1	(2)	イ	(ア) 「ペDESTリアンデッキ及び広島城三の丸歴史館並びに三の丸エリア周辺を含む公園全体との調和を図ること。」との記載がありますが、ペDESTリアンデッキのデザインが分かる資料があれば御提供ください	ペDESTリアンデッキのデザインについて、現時点で決定していないことから、お示しできる資料はありません。 本事業の設置等予定者の決定後、提案された公募対象公園施設及び特定公園施設の外觀デザインと、ペDESTリアンデッキの意匠との調和を図るための協議をさせていただき、両者が必要に応じて調整を行うこととしています。
B010	28	第4	3	(2)	イ	バスの乗降場を城南通り沿いに設置しても良いのでしょうか。	バス乗降場を城南通り沿い（事業区域南側の国道54号側）に設置する提案は可能です。 なお、県立総合体育館前交差点から可能な限り離れた場所に設置するものとし、設計に当たっては、具体的な設置場所等について、道路管理者（広島国道事務所）や警察との協議を行う必要があります。
B011	28	第4	3	(2)	エ	内堀付近の園路設置について、散策路やランニングコースなどで活用されることが想定されますが、歴史館と内堀の間に確保される園路の幅の想定を教えてください。	広島城三の丸歴史館と内堀の間隔については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 なお、当該箇所に園路の整備を行う場合は、特定公園施設として、認定計画提出者により設計・整備を行っていただきます。
B012	30	第4	3	(2)	キ	(エ) ごみ集積スペースは、公募対象公園施設も共同で使用できるものですか。	ごみ集積スペースを公募対象公園施設と共同して使用する提案は可能です。
B013	31	第4	3	(3)		特定公園施設の設計に関して、建物の建築設計に付随する外構設計と同様に、多目的広場やバス・タクシーの乗降場、附置義務駐車場、園路や植栽などの設計業務を進めるものと考えてよろしいでしょうか。（設計基準は土木設計基準ではないと考えます）	特定公園施設の設計に当たっては、「広島市土木工事共通仕様書（令和3年8月）第12編 公園緑地編」など土木設計に関する基準を適用する必要があります。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B014	46	第5	1	(3)	ア	「配置人員は17名を標準とし」とありますが（別添資料22）、1日あたり17名を標準とのことではなく、17名が1週間、1か月等のシフトにより勤務する考え方で齟齬はありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。	
B015	46	第5	1	(3)	ア	「配置人員は17名を標準とし」とありますが、この17名の中に清掃員、警備員は含まれていない想定とのことよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
B016	46	第5	1	(3)	ア	歴史館の学芸事業者が決まるスケジュールを教えてください。	学芸事業者については、令和6年度に選定する予定です。	
B017	46	第5	1	(3)	ア	学芸事業者はいつ決定するのか。	No. B016の回答を確認してください。	
B018	47	第5	1	(4)	ア	学芸事業者および広島市が主催するイベントの費用は指定管理料以外になるのか。	本市又は学芸事業者がイベントを主催する場合の経費については、指定管理者（認定計画提出者）が負担するものではないため、指定管理料には含まれません。	
B019	47	第5	1	(4)	イ	学芸事業者および広島市が主催するイベントの利用料金は減免になるのか。	公の団体等が公益上の目的のために公園を利用する場合等の利用料金について、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。	
B020	69	第5	2	(5)	オ (ウ)	清掃で「水撒き」とありますが、散水栓などの整備が必要とのことでしょうか？	中央公園広島城三の丸駐車場について、指定管理者（認定計画提出者）に対して、散水栓などの整備を義務付けるものではありません。日常的に清掃を行えば問題ありません。 なお、中央公園バス駐車場については、本市が散水栓を設置する予定です。	

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	2	(6)	イ			
B021	70	第5	2	(6)	イ		観光バス駐車場に防犯カメラの設置は見込まれていますでしょうか。	中央公園バス駐車場に防犯カメラを設置する予定はありません。
B022	70	第5	2	(6)	イ		貴市にて整備する設備に「自動精算機：パーキングチケット方式」がありますが、具体的にどのような機器でしょうか？ また、当該機器に、指定管理者が考えている予約システムと連動ができない場合、当該機器を利用しない管理方法も可能でしょうか？	前段について、追加資料2「観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）に本市が設置する自動精算機及び車止めの仕様」を確認してください。運用の一例として、前払いで料金を精算し、発行された駐車証明書（領収書）をダッシュボード等に置くことで精算済みを証明することなどを想定しています。 後段について、基本的には、本市が設置する機器を利用することができる予約システムを構築してください。ただし、やむを得ない場合など、本市が設置する機器を利用しない管理方法について、協議に応じることは可能です。
B023	71	第5	2	(6)	オ	(エ)	植物管理について記載されていますが、どこに植栽が設置されるのでしょうか？ また、「石積み擁壁の除草」と記載がありますが、どこに石積み擁壁が設置されるのでしょうか？	中央公園バス駐車場は、遺構を保存する観点から盛土を行うため、周辺に石積み擁壁を施工し、フェンスと石積み天端の間に植栽を行う予定です。
B024	87	第5	3	(6)	ウ		観光バス駐車場について、バスを駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間以外の時間（PM10:00～翌AM6:00）は、物理的に入退場できないような門扉等が整備されると考えてよろしいでしょうか？	中央公園バス駐車場の出入口には車止めを設置する予定です。詳細は追加資料2「観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）に本市が設置する自動精算機及び車止めの仕様」を確認してください。
B025	87	第5	3	(6)	ウ	(イ)	観光バス駐車場の入退出の時間変更は可能なのか。	中央公園バス駐車場へバスを入退場させることができる時間については、あらかじめ市長の承認を得た上で、変更することが可能です。 ただし、バスを入退場させることができる時間を短縮するような変更はできません。
B026	87	第5	3	(6)	ウ	(オ)	三の丸のバス乗降場所を基本的には利用するとあるが、サッカー試合日や観光シーズンは混雑するため、城南通りの渋滞が予想される。供用開始前と同様、駐車場での乗降も設定できないのか。	中央公園バス駐車場では、バスの待機、駐車のみを想定し、乗客の乗降はバス乗降場で行うことを原則としていますが、本市と協議の上、指定管理者（認定計画提出者）が状況に応じてある程度柔軟に判断することは可能です。
B027	87	第5	3	(6)	ウ	(オ)	観光バス駐車場において「原則、駐車、待機のみ」とありますが、観光客のルートの、三の丸（降車）→二の丸→本丸→バス駐車場とした方が利便性が高い場合も想定されます。ケースバイケースでバス駐車場での「乗車」について、指定管理者が判断することは可能ですか。	No. B026の回答を確認してください。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	3	(6)	オ	(イ)		
B028	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	市で設置される事前精算機(パーキングチケット式)とはどのようなもので すか。仕様を教えてください。	No. B022の回答を確認してください。
B029	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	広島市側が設置される事前精算機は、経理作業上のミスや手間を省く上で も指定管理者側が導入する予約システムと連動したシステムであることが望 ましいと思えます。事前精算機システムの選定にあたっては、指定管理者と の協議の上で決定してもらえますか。	本市が中央公園バス駐車場に設置する自動精算機について、事業スケ ジュールの都合上、指定管理者との協議は予定していません。
B030	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	観光バス駐車場の駐車場設備は、市が事前精算機を設置するとあります が、駐車ゲートや自動精算機の設置も見込まれていますでしょうか。	中央公園バス駐車場について、渋滞対策の観点から、駐車ゲートを設置す る予定はありません。 自動精算機については、No. B022の回答を確認してください。
B031	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	観光バス駐車場の機器について、利便性向上や予約システムとの連携を図 る為、事業者が持ち込むことも検討したいと考えております。市が設置する 機器を利用しないことも想定されますが、問題ございませんか。市側の機器 導入を取りやめすることは協議により可能でしょうか。	No. B022の回答を確認してください。
B032	92	第5	6	(3)			市が加入する火災保険の想定される契約内容を教えてください。	本市が所有、管理又は使用する建物、工作物及び動産について、火災、落 雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風 災、水災又は雪災、土砂崩れによる損害をてん補するものです。
B033	7	第2	1	(2)	ア	(エ)	事業区域内に被爆樹木がいくつか生成しているが、これについての具体的 な維持管理方法が記載されていないが、どのようにすればよいか？	事業区域内の被爆樹木については、他の樹木と同様に適切に維持管理して いただくとともに、倒木のおそれがある場合や、樹勢が著しく悪いことが判 明した場合などは、本市に速やかに報告していただきます。 なお、本市では、被爆樹木の保存・継承のため、全ての被爆樹木を対象 に、樹木医によるモニタリング調査を行い、その状況に応じた措置を行って います。本事業においても、本市が別途行う被爆樹木のモニタリング調査の 結果を踏まえ、必要に応じて本市と指定管理者（認定計画提出者）で協議 し、必要な措置を行うこととします。
B034	8	第2	1	(2)	ア	(サ)	アストラムライン近接工事についてアストラムライン事業者と協議を行う 必要があるとありますが、参照すべき資料はございますでしょうか。現在ま でに広島市でアストラムライン地上部で工事を行った実績がありましたら留 意事項を展開していただけないでしょうか？	アストラムラインの影響範囲の検討例や参照すべき資料については、別添 資料7「アストラムライン路線（既設構造物）、地下河川（堀川）、供給処 理施設等の現況」を確認してください。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B035	10	第2	1	(2)	エ	(オ)	<p>「現地盤面から0.5m深を遺構面とし、遺構面から上部0.3m厚を保全する必要がある。」との記載がありますが、植栽工事においては高木植栽における根鉢の掘削や低木植栽における有効土層厚の確保のための耕耘が必要となりますが、これらの掘削も全て不可と言う事でしょうか？</p> <p>上記基準では、現況地盤面から20cmまでしか掘削できないので、この場合植栽地は全て盛土部と言う事になります。</p>	<p>掘削等を伴う工事の施工箇所や規模を踏まえ、当該工事が埋蔵文化財に影響を及ぼすかどうかについて、本市が判断することになります。掘削等を伴う工事が埋蔵文化財に影響を及ぼすと本市が判断する場合、認定計画提出者は、原則として埋蔵文化財を現状保存する方針を踏まえ、埋蔵文化財に影響を及ぼさない工法などについて検討し、本市と協議していただきます。協議の結果、計画の変更が困難な場合は、発掘調査を行う場合があります。</p> <p>なお、既存の建築物の基礎や配管等がある箇所については、既に遺構はないと考えられるため、本市と協議の上、本市が認める範囲で掘削が可能です。</p>
B036	10	第2	1	(2)	エ	(オ)	<p>遺構の保全にて、遺構面から上部0.3m厚を保全する必要があるとありますが、給水配管・排水配管・外灯電気配管を深さ0.2m以内にするのは困難と思われる。これまでに設置された同様の施設の設置工法等についてご教授願います。</p>	No. B035の回答を確認してください。
B037	10	第2	1	(2)	エ	(オ)	<p>遺構の保全にて、遺構面から上部0.3mを保全する必要があるとありますが、建物基礎などを深さ0.2m以内にするのは困難です。その場合、工事着手前までに発掘調査を行う計画としても宜しいでしょうか？</p>	発掘調査を行う場合、当該調査の実施時期については本市と協議の上で決定することとします。
B038	10	第2	1	(2)	エ	(オ)	<p>「既存埋設物等により遺構面が保全されていない箇所では保全対象範囲外となる。」との記載もありますが、保全対象範囲を示した図面があれば御提供ください。</p>	保全対象範囲を示した図面はありません。
B039	11	第2	1	(2)	カ	(ア)	<p>観光案内所は広島城三の丸歴史館の中に新設されるという理解で良いのか。</p>	お見込みのとおりです。
B040	15	第3	3	(1)	ア		<p>認定計画提出者が統括管理責任者の配置を求められる具体的な時期はいつですか。</p>	統括管理責任者は、令和5年4月1日から令和25年12月31日までの期間配置してください。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第4	1	(2)	イ	(ウ)		
B041	20	第4	1	(2)	イ	(ウ)	<p>広島城跡が指定緊急避難場所に指定されていることについて、被災者の受け入れや生活関連物資の配布のために広島市が指定管理者に期待する（あるいは課す）役割は具体的にどのようなものですか。</p>	<p>広島城跡は、地震、津波、大規模な火事が発生した際に、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所に指定されています。これらの災害発生時に、本市から広島城跡を避難場所として使用する旨の指示があった場合、指定管理者（認定計画提出者）には、避難スペースの確保や避難者の受け入れ等を行っていただきます。なお、指定緊急避難場所として、具体的な施設整備が義務付けられることはありません。</p>
B042	23	第4	2	(2)	ウ	(エ)	<p>公募対象公園施設の建物と特定公園施設とは、事業終了後に解体、撤去が可能であれば一体的な建物として計画してもよろしいでしょうか。</p>	<p>公募対象公園施設と特定公園施設を合築等により一体的な建物として整備する提案は、事業期間終了時の撤去や、撤去後の特定公園施設の管理・運営に支障がない場合に限り可能です。また、修繕時等においても、公募対象公園施設と特定公園施設の相互の管理・運営に支障がないようにしてください。なお、公募対象公園施設のインフラ設備（上水道、下水道、電気等）は、特定公園施設とは独立して設けることとしますが、特定公園施設のインフラ設備と接続しても支障がない場合は、本市と協議の上、接続することができます。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区別できるようにしてください。</p>
B043	28	第4	3	(2)	イ		<p>道路沿いに乗降場を設置する場合、道路管理者や警察との協議を行う必要があると記載があるため、提案上行政協議リスクが残るため、提案時点では敷地内部に乗降場を設け、選定後道路沿いに設置するよう計画を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>関係機関との協議・調整については、提案の内容を基に行うことを想定しています。</p>
B044	29	第4	3	(2)	オ		<p>既存樹木調査資料（配置、樹種、樹木規格など）があれば御提供ください。（計画で保存可能な樹木を判断する為）</p>	<p>既存樹木については、追加資料3「樹木位置図」を確認してください。なお、当該資料は平成19年度の調査結果であり、現状と異なる場合があります。</p>
B045	29	第4	3	(2)	オ		<p>既存樹木撤去（伐根）を行う場合、20cm以上の掘削を伴いますが、これらの扱いはどのようになりますか？また、既存樹木を撤去した範囲は保存範囲対象外と考えることも出来ますか？</p>	<p>No. B035の回答を確認してください。</p>
B046	30	第4	3	(2)	キ	(イ)	<p>新たに設置する案内板等について、多言語表示等ができるデジタルサイネージとすることは可能ですか。</p>	<p>認定計画提出者により新たに設置する案内板等については、内容を本市と調整の上、デザインや多言語表記の方針などは、「広島市中央公園エリアマネジメント協議会」が令和4年度に策定予定のサインガイドラインを基本としていただきます。</p>

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	1	(3)	ア	(ウ)		
B047	46	第5	1	(3)	ア	(ウ)	館長の任命権者は誰ですか。	学芸事業者の選定に当たり求める内容については、未定です。
B048	46	第5	1	(3)	ア	(ウ)	館長は、三の丸歴史館に常駐するのですか。	学芸事業者の選定に当たり求める内容については、未定です。
B049	46	第5	1	(3)	ア	(ウ)	学芸事業者から選定された館長の職務権限は、指定管理業務にも及びますか。また業務責任者が兼任する副館長の職務権限は、学芸事業者にも及びますか。	館長の職務権限は、指定管理者（認定計画提出者）の業務に及びません。また、指定管理業務全体を統括する業務責任者（副館長を兼務。）の職務権限は、学芸事業者に及びません。ただし、学芸事業者及び指定管理者（認定計画提出者）の企画担当職による調整が整わない場合は、館長が調整内容を決定します。
B050	46	第5	1	(3)	ア	(ウ)	指定管理者のスタッフに対する指揮監督権限は、指定管理者が選定した業務責任者（副館長）よりも、館長のほうが優位（上位）にあることになりませんか。	業務責任者（副館長を兼務。）は、所属職員を的確に指揮監督し、指定管理業務全体を統括する役割を担います。館長には、指定管理者（認定計画提出者）の所属職員に対する指揮監督権限はありません。ただし、学芸事業者及び指定管理者（認定計画提出者）の企画担当職による調整が整わない場合は、館長が調整内容を決定します。
B051	46	第5	1	(3)	ア	(ウ)	学芸事業者と指定管理者の役割が明確に分けられる中で、学芸事業者の業務である常設展示をめぐる営業リスク（入館料収入の大小）を、展示にタッチできない指定管理者に負わせるのならば、不条理ではないですか。常設展示が不人気だった場合、学芸事業者が営業責任を負うことはないのですか。	広島城三の丸歴史館の認知度向上や利用促進については、指定管理者（認定計画提出者）の役割とすることを基本としており、本事業におけるリスクの負担は、本市と指定管理者（認定計画提出者）との間で締結するPark-PFIに関する基本協定、指定管理業務に関する基本協定及び特定公園施設に関する建設・譲渡契約によるものとします。なお、学芸事業者は、博物館活動の基盤となる資料の収集保存、調査研究を実施するとともに、それらの成果を活用した常設・企画展示や、展示解説ガイド、専門講座などの教育普及事業を実施し、広島城三の丸歴史館の認知度向上や利用促進に関しては、指定管理者（認定計画提出者）に協力するものと考えています。
B052	47	第5	1	(4)	ア		キャッシュレス決済の導入は可能なのか。	市民の利便性の向上など本市の目的の達成に資することから、キャッシュレス決済を導入する提案は歓迎します。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	1	(4)	イ			
B053	47	第5	1	(4)	イ		<p>利用料金の減免は「減免基準書を事前に市長が承認し、減免を行う毎には市長承認は不要」という意味でしょうか？ それとも、「減免を行う毎に市長承認が必要」ということでしょうか？</p>	<p>指定管理者（認定計画提出者）は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金の減免をすることができます。</p>
B054	47	第5	1	(4)	ウ		<p>利用料金の返還は「返還基準書を事前に市長が承認し、返還を行う毎には市長承認は不要」という意味でしょうか？ それとも、「返還を行う毎に市長承認が必要」ということでしょうか？</p>	<p>指定管理者（認定計画提出者）は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金の返還をすることができます。</p>
B055	48	第5	1	(7)	ア		<p>業務報告書の書式はありますか？また、報告書の内容で必須の項目はありますかでしょうか？</p>	<p>別途本市が定める様式により業務報告書を作成し、報告していただきます。</p>
B056	53	第5	2	(1)	イ		<p>堀（堀川）及び堀川浄化設備は、一部、広島城区域外を含む。とありますが、別添資料7の河川区域図の赤線部分の河川区域及び記載されているポンプ等を含むという理解でよろしいでしょうか。なお、ポンプ等を含む場合、それらのポンプの製造年月をお示し頂けないでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。 後段について、それぞれのポンプの設置年度は、取水ポンプ2台が平成4年度、取水中継ポンプ2台のうち1台が平成4年度、1台が平成27年度、流出ポンプ3台のうち2台が平成4年度、1台が令和元年度です。 なお、本市が管理している取水中継ポンプ及び流出ポンプのうち、平成4年度に設置したポンプ3台は、令和5年度に更新する予定です。</p>
B057	54	第5	2	(1)	オ	(7)	<p>本丸及び二の丸エリア内の遺構、石垣の点検については、目視による点検でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、遺構や石垣の変形等を早期に把握することなどを目的に、各種機材・機器を用いた点検等を行う提案も可能です。</p>
B058	55	第5	2	(1)	オ	(イ)	<p>警備について、立哨以外の駐車場内の誘導等は必ずしも警備業法上の警備員でなく、必要な研修を受けた施設の維持管理運営職員にて実施しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>要求水準書に示す業務について、必ずしも全てを警備業法上の警備員により行う必要はありません。ただし、警備業法を遵守するとともに、利用者の安全を守るために必要な警備業務の体制を提案してください。</p>
B059	57	第5	2	(1)	オ	(エ)	<p>天守閣の視認性を高めるため、本丸の樹木の伐採、剪定を大規模に実施する場合、市に申請、協議した上で、市の費用負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>通常の維持管理に含まれない樹木の伐採、剪定は、本市において行います。</p>

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	2	(1)	オ	(オ)		
B060	57	第5	2	(1)	オ	(オ)	備品の修繕については、要求水準54Pに記載の1件あたり100万円以上については貴市の負担とする考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
B061	57	第5	2	(1)	オ	(オ)	備品のリストはあるのか。	本事業の指定管理業務を実施する上で必要な備品等については、原則、指定管理者（認定計画提出者）において購入することとし、当該備品等は、本市の所有に帰属するものとします。 ただし、広島城（天守閣）の現指定管理者が管理している備品のうち、広島城（天守閣）から広島城三の丸歴史館に移送して使用する必要がある備品等及び二の丸復元建物に所在する備品等については、指定管理者（認定計画提出者）又は学芸事業者により引き続き管理する必要があることから、別途協議を行う予定です。
B062	57	第5	2	(1)	オ	(オ)	備品修繕及び更新時の費用は広島市負担となるのか。	備品の修繕については、No. B060の回答を確認してください。 備品の更新については、別添資料17「広島城三の丸整備等事業 指定管理業務に関する仮基本協定書（案）」の「第4章 備品等の扱い」（6頁）を確認してください。
B063	57	第5	2	(1)	オ	(オ)	備品の更新について、貴市と指定管理者との負担範囲についてご教授願います。	No. B062の回答を確認してください。
B064	62	第5	2	(2)	オ	(イ)	有人と機械での夜間の警備の組み合わせは自由ですか。	お見込みのとおりです。
B065	63	第5	2	(2)	オ	(エ)	歴史館、広島城、二の丸等について指定管理者が管理すべき既存の備品についてご提示頂けますでしょうか。	No. B061の回答を確認してください。
B066	64	第5	2	(3)	ウ	(オ)	広島城（天守閣）の閉館後の維持管理業務は一部について業務範囲から除外する予定とありますが、「消防・空調・自動扉」の設備の点検は、除外との理解でよいでしょうか。	広島城（天守閣）の閉館後においても、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物及び建築設備の劣化状況の点検及びその他必要な法定点検等を行う必要があります。 なお、上記に該当しない施設管理、警備、清掃の一部については、本市と協議し、業務の水準を見直すことを想定しています。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第5	2	(3)	オ	(エ)		
B067	65	第5	2	(3)	オ	(エ)	備品の引っ越しは、指定管理費用内ですか。	広島城（天守閣）において使用している備品を広島城三の丸歴史館に移送する場合、当該移送に係る費用については本市の負担とする予定です。
B068	73	第5	3	(1)	オ	(ウ)	広島城本丸を含む事業対象区域内には、参拝客の一般車両や団体（政治団体）車両がRCC前から進入し、駐車することが容認されています。これを広島市が規制しないのなぜですか。また今後、一定の台数分の駐車場が三の丸に整備されるなどした場合、市が事業対象区域内での車両通行や駐車を規制する条例等を整備することはありますか。	前段について、広島城区域は中央公園の一部であり、公園内に車両を乗り入れる場合等には、本市の許可が必要です。なお、広島護国神社への参拝等のために乗り入れる車両については、広島護国神社の証明をもってこれに代えています。 後段について、現時点で、条例等を整備する予定はありません。
B069	73	第5	3	(1)	オ		観光案内所に置くパンフレットに規定はあるか。	観光案内所で提供するパンフレットについて、特段の規定はありません。 指定管理者（認定計画提出者）は、観光案内所が担う役割等を踏まえ、提供するパンフレットの概要について本市と事前に協議し、承認を得る必要があります。
B070	86	第5	3	(5)	オ	(イ)	「利用料金の徴収等に当たっては、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。」とありますが、この「現場責任者」は別添資料22の誰に当たるのでしょうか？ 又、現場責任者は貴市へ届出等を行わなければならないのでしょうか？	前段について、利用料金の徴収等に当たって選任する現場責任者を含め、グループ構成及び配置人員等の具体的な内容は、指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねるものとします。 後段については、利用料金の徴収等を適切に行っていただくために、業務計画の立案と併せて、現場責任者の選任を含む配置人員を提出していただきます。
B071	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	観光バス駐車場について、事業者が独自で設置するシステムや機器等がある場合、いつから設置工事開始可能ですか。	指定管理者（認定計画提出者）が独自で設置するシステムや機器等がどのようなものか不明ですが、原則、令和5年3月16日以降であれば設置工事が可能となる予定です。 なお、本事業の設置等予定者の選定後、設置するシステムや機器等に応じて、設置工事の開始時期を個別に協議することは可能です。
B072	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	「利用料金の徴収等に当たっては、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。」とありますが、この「現場責任者」は別添資料22の誰に当たるのでしょうか？ 又、現場責任者は貴市へ届出等を行わなければならないのでしょうか？	No. B070の回答と同様です。
B073	89	第5	4				観光バス駐車場に自動販売機の設置は可能なのか。	中央公園バス駐車場は中央公園の一部であることから、自動販売機を設置するに当たっては、都市公園法第5条に基づく公園施設の設置等に係る許可を受ける必要があります。

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
B074	89	第5	4			サイネージを導入することは可能なのか。	広島市屋外広告物条例を遵守した上で、本事業においてデジタルサイネージを導入することは可能です。ただし、新たに設置する案内板等については、No. B046の回答を確認してください。
B075	92	第5	6	(2)		特定公園施設は供用開始が整備エリア毎に分かれているが、それぞれの開始タイミングでオープニングセレモニーを実施するのでしょうか？	オープニングセレモニーの実施時期・回数及び実施内容は、本事業区域の段階的な供用開始を踏まえ、指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねるものとします。

■ 別添資料2～29に対する質問への回答

No.	該当箇所		質問内容	回答
C001	共通		道路の切り下げについて計画可能な範囲をご教示いただきたい。	車両出入口部分の処理方法等については、道路管理者（広島国道事務所）や警察との協議を行う必要があります。
C002	別添資料9		三の丸歴史館について、設計与件を早期共有してもらうことは可能か。特に主出入口・搬入口の位置を共有いただきたい。 初回意見交換がR4.10月とあるがなるべく早く共有いただければと考えている。	本事業の設置等予定者の選定後、広島城三の丸歴史館の基本・実施設計等を進める中で共有可能となった情報について、速やかに共有し、協議等を行う予定です。
C003	別添資料11	1	休日利用料金設定の例が記載されていますが、平日料金の倍取ってよいというのは、指針や要求水準書のどちらに記載があるか。	「公募設置等指針」の「4 指定管理業務に関する事項（4）指定管理者（認定計画提出者）の収入」（22頁）を確認してください。 なお、条例に定める金額の範囲内としてください。
C004	別添資料11	1	「公の団体等が公益上の目的のために施設を利用する場合等の利用料金について、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用」とありますが、想定される内容をご教授ください。	本市が行政目的のために使用する場合などを想定しています。
C005	別添資料11	2	例として、入場料を支払わなければ出入りできない区域として3,000㎡と記載があるが、イベントに利用してよい面積は何㎡までかご教示いただきたい。	事業区域内で実施するイベントにおいて利用可能な面積の規定はありません。
C006	別添資料13 様式15-6		「様式15-6」の記載事項として「平面図、屋根伏図、立面図、断面図」とありますが、「屋根伏図、立面図、断面図」に関しては公衆トイレ等の建物について記載し、「園路、ベンチ、植栽、等」の屋外施設については「平面図」のみと考えて問題無いでしょうか。	園路の断面やベンチの立面など、平面図のみでは確認できないものがあることを踏まえ、必要に応じてこれらの図面などを用いながら、分かりやすく記載してください。